

労働裁判所規則

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

●労働裁判所における審理手続についての労働裁判所規則

前文省略

第一項

本規定を「仏暦二五五六年・労働裁判所における訴訟手続についての労働裁判所規則」と呼ぶ。

第二項

本規定は官報公示日の翌日から施行する。

第三項

以下を廃止する。

(一) 仏暦二五二三年二月二七日付けの労働裁判所における訴訟手続についての労働裁判所規則。

(二) 仏暦二五二三年二月二七日付けの訴訟手続における原告代理人の選定についての労働裁判所規則。

(三) 仏暦二五三四年九月五日付けの労働裁判所における訴訟手続についての労働裁判所規則（第二版）。

(四) 仏暦二五四三年九月八日付けの労働裁判所における訴訟手続についての労働裁判所規則（第三版）。

第一章 総則

解釈

第四項

労働訴訟において節約、便利、迅速、公正な審判があるようにするため、法律の規定、裁判所の権限、何らかの契約または合意の解釈もしくは適用が必要な場合があれば、労働保護、労働福祉、労働関係、労働面の社会正義の原則に加え、国の製造、商業及び産業の重要性を考慮して解釈もしくは適用する。

連絡伝達

第五項

労働裁判所間、労働裁判所と他の裁判所間、労働裁判所と訴訟当事者もしくは訴訟関係者間の連絡伝達において、労働裁判所は郵便もしくは裁判所職員による連絡伝達に代わって、ファクシミリ、電子メール、またはその他の通信技術により連絡伝達をなすことができる。このとき緊急性、連絡する件の内容形態への適合性、書類もしくは関係する物品の数と形態を考慮する。

補正

第六項

公正に資するため、労働裁判所は正しくない訴訟手続をとる訴訟当事者に対し、労働裁判所が相当と判断した期間、要件に従って正しい訴訟手続をとるよ

う命じることができる。ただしその正しくない点が、一方の訴訟当事者の意図もしくは怠慢により生じ、かつもう一方の当事者を不利にする場合はその限りではない。

当事者間合意に基づく訴訟手続

第七項

訴訟当事者は裁判所に当事者間の合意に従って訴訟手続を進めるよう請求することができる。裁判所は相当と判断すれば、その請求を許可することができるが、訴訟当事者が請求する訴訟手続が合法ではない、または公序良俗に反する場合は許可しない。

第二章 審理手続

訴え

第八項

原告もしくは申立人は裁判所に対し、文面または口頭で提訴もしくは請求することができる。文面での提訴の場合は司法裁判所の書式を使用することも、本規則末尾のローゴ1またはローゴ2書式を使用することもできる。

原告または申立人が口頭で訴えたい意思を示した場合、裁判管轄権を有する労働裁判所の判事は口頭での訴えを聴き、公正に資するため必要に応じて追加の質問をした後、ローゴ1またはローゴ2書式に訴えの内容を記録する。

第二段に基づく手続において、判事は便利、迅速のために、労働裁判所の法律官を、訴えまたは請求の案内者もしくは記述者とするにより、原告または申立人に文面で提訴または請求させることができる。

原告または申立人が争点における証拠とする書類に訴えまたは請求で言及しており、その書類が言及者の占有下にある場合、言及者は当該書類の写しを添付する。ただし言及者が写しを添付できない場合はその限りではない。

第四段に基づく書類の写しには、筆記及び印字以外の他の方法によるデータ記録または内容伝達手段を使用した物品も含める。

県裁判所への訴え

第九項

地方労働裁判所の権限区域における訴訟は、原告または申立人が便利で迅速との目的から地方労働裁判所の区域内にある県裁判所に訴える、もしくは請求したいのであれば、その県裁判所の筆頭判事または判事は、その県裁判所の法律官もしくは職員を訴え、もしくは請求の案内者または記述者とするすることができる。

第一〇項

原告または申立人が訴え、もしくは請求を県裁判所に提出した時、県裁判所の判事は速やかにその権限区域にある地方労働裁判所に原告または申立人が提出した訴え、もしくは請求、または記録された訴え、請求の報告を送付する。

地方労働裁判所が審理を引き受ける場合、地方労働裁判所は速やかに県裁判所に対し審理期日とともに命令を通知する。

第一段に基づく訴え、または請求の送付において、県裁判所は第五項の方法に基づき送付した後、その原本を地方労働裁判所に送付する。

委員会決定への不服申立

第一一項

仏暦二五二二年労働裁判所設置・労働訴訟法令第八条（四）に基づく労働関係委員会、国営企業労働関係委員会、不服審査委員会、または補償金基金理事会の決定への不服申立、または労働福祉委員会、被雇用者福祉基金理事会、労働安全・衛生・環境委員会の決定への不服申立、もしくは法律が労働裁判所の権限と規定したその他委員会の決定への不服申立は、便利で迅速との目的から、原告は委員を訴えずに直接、委員会に訴えることができる。この場合、委員会は委員またはいずれかの者に権限を委任して代わりに訴訟で争わせることができる。

未成年者の訴え

第一二項

未成年者が合法的な代理人（親権者、後見人）の同意なしに裁判所に文面で訴状を提出する、または口頭で訴える場合、自ら労働裁判所に訴える許可を求めて、訴状に民事訴訟法典第五六条第四段に基づく事由を添えることで訴えることができる。

期日の決定

第一三項

裁判所が訴え、または請求の受理を命じた時、裁判官はその訴訟審理の期日を速やかに定め、原告もしくは申立人に通知し、本規則末尾のローゴ-3書式を使って裁判所への出頭を命じるとともに、本規則末尾のローゴ-4書式を使って、当該期日に従い裁判所に出頭するよう被告または異議申立人に呼び出し状を送る。

原告または申立人が裁判所に出頭した場合、裁判所は呼出し命令の送達の代わりに原告または申立人に期日認知の署名を命じることができる。

第一段に基づく期日は訴訟審理受理命令日から15日を超えない。ただしそれより早く期日を定められない必要な事由がある場合はその限りではない。

第一四項

裁判所が訴え、または請求の受理を命じ、審理期日を定めた時、中央労働裁判所の判事長、地方労働裁判所の判事長、もしくは県労働裁判所の筆頭判事は、裁判官と補充裁判官を速やかに定める。

第一五項

裁判所の事務長が補充裁判官に対し、審理に参加するよう要請する招聘状を送付する。急ぐ場合は電話または第五項の方法に基づくその他の方法で連絡することができる。

中央労働裁判所の判事長、地方労働裁判所の判事長、もしくは県労働裁判所の筆頭判事が選定した補充裁判官が裁判所に来れない必要な事由があれば、裁判所の事務長はその訴訟の予備の補充裁判官として定められた者に連絡する。予備の補充裁判官として定められた者がいないのであれば、代わりに他の補充裁判官を定めるために、中央労働裁判所の判事長、地方労働裁判所の判事長、もしくは県労働裁判所の筆頭判事に急ぎ報告する。

陳述

第一六項

被告または異議申立人が呼び出し状を受け取った時、被告または異議申立人は第一三項第一段に基づく期日前に、文面をもって陳述もしくは異議申立を提出することができる。

被告または異議申立人が文面で陳述もしくは異議を申し立てたい場合、司法裁判所の陳述書式を使用する。

第一三項第一段に基づく期日が来た時、被告または異議申立人がまだ文面での陳述、もしくは異議申立を提出していない場合、裁判所は被告または異議申立人に陳述、異議申立の意思があるか問いただす。被告または異議申立人が口頭での陳述、異議申立を望む意思を伝えた場合、裁判所はその口頭での陳述、異議申立を審理調書に記録する、または司法裁判所の陳述書式に記録することもできる。被告または異議申立人が文面での陳述、異議申立を望むのであれば、速やかに提出させる。被告、異議申立人が陳述しない、もしくは異議申立を望まないのであれば、裁判所は審理調書に記録する。

第一七項

被告または異議申立人が訴え、もしくは請求の内容の一部が理解できないと主張した場合、裁判所は原告または申立人に、その部分について明確に詳細説明する修正増補を命じることができる。この場合、被告または異議申立人はその修正増補された訴え、もしくは請求の部分で陳述、異議申立を修正増補することができる。

陳述または異議が矛盾している、もしくは不明瞭な場合、裁判所は被告または異議申立人にどのような方向をもって主張するのか問いただし、審理調書に記録する、もしくは新たに陳述または異議を提出するよう命じることができる。

第一段及び第二段の内容は反訴及び反訴への陳述に準用する。

第一八項

陳述または異議申立で、被告または異議申立人が争点における証拠としたい書類を主張し、その証拠が主張人の占有下にある場合、主張人は当該書類の写しを添付する。ただし主張人が添付できない場合はその限りではない。

第一段に基づく書類の写しは、データ記録に使用した物品、筆記・印刷以外の方法による記録媒体も意味する。

代表当事者の選定

第一九項

複数の原告が労働裁判所に訴える、または訴訟を起こす意思がある場合、裁判所がいずれかの原告、もしくは訴えの関係者によって相当と判断した、または必要性がある時、裁判所はその原告たちに一人または複数の原告を選定し、代表当事者とするよう定めることができる。

代表当事者の人数は、裁判所がその日出頭した原告から意見を聴取し、相当と判断した人数とする。

第二〇項

代表当事者の選定は以下のように進める。

(一) 口頭での訴え、もしくは請求があり、本規則末尾のローゴー5書式、または他の書類を使って原告全員の署名、もしくは押捺を添付、または示すことで、いずれか一人の原告、または複数の原告を代表当事者に選定したことを示す記録がある場合、裁判所が選定の記録が真実であると信じるのであれば、当該記録に基づいて選定された者を選定当事者とする。または

(二) (一)に基づく手続ができない場合、裁判所に出頭した原告が代表当事者を互選する。合意できない場合は、裁判所が投票、または裁判所が相当と判断したその他の方法をもって当日出頭した原告に選定させ、選ばれた原告を代表当事者とする。

第二一項

代表当事者の選定後に原告が増えた場合、裁判所はその増えた原告に代表当事者を追加選定させることができる。

原告の人数の増減は選定された代表当事者の人数変更を要求する事由とはならない。ただし特別な状況にある場合はその限りではない。

第二二項

選定された代表当事者は訴訟の初めから、または選定された時から原告全員を代表する権限を有し、当該代表当事者の行為は原告全員を拘束する。

第一段に基づく代表当事者の権限には、弁護士を選定、もう一方の当事者の請求の容認、訴えの取り下げ、和解、不服申立もしくは新たな訴訟審理請求、または執行段階における権利放棄または行使も含む。

第二三項

いずれかの原告は、裁判所に届け出て、代表当事者に通知することにより、自ら選定した代表当事者を取り消すことができる。

いずれかの原告に文面で通知し、裁判所から許可を得た時、代表当事者はその原告の代表当事者を辞めることができる。

第二四項

代表当事者のうち何人かが死亡した、または裁判所から辞任の許可を得た場合、他の代表当事者がまだいるのであれば、裁判所は代わりの代表当事者を選定させなくてもよい。

第二五項

被告が複数いる訴訟において、裁判所はその被告たちに代表当事者を一人、または複数人選定させることができる。ここに第一九項から第二四項までを準用する。

県裁判所または他の司法裁判所における審理

第二六項

労働裁判所が仏暦二五二二年労働裁判所設置・労働訴訟法令第二八条に基づき訴因が生じた場所、または別の場所出張審理しなければならない、その審理場所が地区裁判所（サーン・クウェーン）または県青少年・家庭裁判所である場合、労働裁判所は急ぎその裁判所の判事長に知らせ、労働裁判所に代わり訴訟当事者への命令もしくは呼出状送達でその裁判所に協力を求めることができる。

第二七項

原告または申立人が仏暦二五二二年労働裁判所設置・労働訴訟法令第三四条に基づき県裁判所に訴え、もしくは請求した場合、地方労働裁判所がその土地の県裁判所出張審査するのであれば、地方労働裁判所はその裁判所の判事長に知らせ、その裁判所に地方労働裁判所に代わって原告または申立人への命令の送達、もしくは被告もしくは異議申立人への呼出状の送達で協力を求めることができる。

地方労働裁判所が第一段に基づく県裁判所での審判が不便だと判断した場合、地方労働裁判所は原告または申立人が訴え、もしくは請求した県裁判所の区域内にある地区裁判所か県青少年・家庭裁判所での出張審理があるように命じることができる。この場合、地方労働裁判所はその裁判所の判事長に急ぎ知らせ、その裁判所に地方労働裁判所に代わって原告または申立人への命令の送達、もしくは被告もしくは異議申立人への呼出状の送達で協力を求めることができる。

調停

第二八項

審理中における和解に資するため、労働裁判所は訴訟当事者に調停人または中央労働裁判所判事長、地方労働裁判所判事長もしくは県労働裁判所主任判事が委任した者に会うように命じることができる。

第二九項

当事者間で合意できる場合、労働裁判所法律官は当事者を助けて、訴えの取り下げ請求、または和解契約を作成し、急ぎ裁判所に提出し、審理してもらう。当事者間で合意できない場合、審理手続の継続のために裁判所に報告する。

証拠リストの提出

第三〇項

いずれか一方の当事者が証拠リストの提出を望む場合、主張する書類もしくは書類の形態、その当事者が訴状、請求、陳述書とともに証人として提出した者の氏名、住所、物品、もしくは場所を示した証拠リストを提出する。

第一三項第一段に基づき裁判所が定めた期日になった時、いずれかの側の当事者が証拠リストを提出していなかったとしても、その日に、または7日以内に提出することができる。

いずれかの側の当事者が追加の証拠リストの提出を望む場合、自己のためにいずれかの証拠を調べなければならなかったことを知ることができなかった、またはいずれかの証拠があることを知らなかった相当の事由、もしくはその他の相当の事由を示さなければならない。その当事者はその証拠を主張する許可を求める申立書（カム・タレーン）を証拠リスト、及び証拠リストの写しとともに審理前に提出することもできる。裁判所が争点における重要事項の公正な判定においてその証拠調べを必要と判断すれば、その申立書に基づき許可する。

外国語書類の送付

第三一項

裁判所に送られた書類が外国語のものであり、当事者がその全部または一部を訳す必要がないことで合意し、裁判所が訴訟における主要な争点における証拠ではないと判断した場合、裁判所はタイ語訳なしにその書類を証拠として採用することを許可する。

証拠調べと争点の確認

第三二項

労働裁判所が法の目的に従って当事者が合意する、または和解するよう斡旋に務めたが、当事者が合意または和解できそうもない時、当事者が全部もしくは一部の証拠・証人を期日内に裁判所で調べるようにしたのであれば、裁判所は直ちに証拠調べに入る。ただし一方の側の当事者が証拠調べが始まる前に反対したときはその限りではない。その日のうちに証拠調べができない場合、裁判所は証拠調べの期日を定める。

第一段に基づく証拠調べができそうもなく、裁判所が利便かつ迅速な審理のために判断した場合、一方の当事者が請求した時、または裁判所が相当と判断した時、裁判所は証拠の尋問、検証前に証拠を調べる期日を定めることができる。

証拠調べの期日内に、当事者はすべての証拠を裁判所に提出し、双方が当該証拠を調べる機会を有する。ただし裁判所がその証拠の状態と必要性から別段の命令を下した場合はその限りではない。

第三三項

仏暦二五二二年労働裁判所設置・労働訴訟法令第八条（四）に基づく訴訟、または労働裁判所が審判権限を有する訴訟の審理において、国の機関、委員会もしくは職員が権限なしに、権限義務を超えて、不法に、不当なプロセスもしくは方法で、故意に、不当な選択的行為の形態で、必要でない、もしくは不当に関係者に負担をもたらす、不当に判定して、またはその他の場合に不当に決定、命令、もしくは何らかの行為をなした疑いがある場合、労働裁判所は証拠調べの前に事実を調べ、国の機関、委員会、職員の決定、命令を審理することができる。

第三四項

証拠調べの期日に、合意できそうもない争点があれば、裁判所は争点を記録し、当事者が主張点、論点とした事実について当事者を尋問し、証拠リストを提出した証拠、証人を尋問、検証する。このとき当事者は裁判所の当該尋問に答えなければならない。当事者が事実について答えない、または明瞭な事由なく事実を否定するのであれば、その事実を認めたものとみなす。ただし裁判所がその当事者について、答える状態ではなかった、または明瞭な否定の事由を示す状態ではなかったと判断すれば、裁判所はその当事者に裁判所が相当と判断して定めた期間内に答える、または否定の事由を示すよう命じることができる。

当事者が受け入れた、または受け入れたとみなされる事実は、そのまま事実とする。一方の側の当事者が主張する事実で、もう一方の側の当事者が認めず、当事者の陳述に基づく争点に直接関係するのであれば、裁判所は争点を記録し、事前または事後に、いずれかの当事者に証拠を提出させ調べる。

裁判所はそれぞれの側の当事者に、争点に係る証拠調べを望む証拠の重要性と必要性について尋問する。いずれかの証拠が不当に高費用である、または審理の遅延を招く、もしくは争点に無関係であれば、裁判所はその証拠調べを中止する。いずれかの証拠が争点に関係する、または裁判所が審理上の事実を得るため調べが必要だと判断すれば、裁判所はそれぞれの側の当事者に、相当と判断した期間内にその証拠を提出するよう命じる。

第三五項

証拠調べの利便性と迅速性のために、裁判所は証拠調べの前に当事者を呼び出し、当事者が占有し、裁判所に提出できる証拠を持って労働裁判所の法律官に会うようにする。このとき法律官は以下のように手続をとる。

（一）当事者が提出した、または裁判所の命令に基づき占有下にある証拠を確認し、当該証拠を当事者が証拠調べを望む前後で順位づけする。

（二）訴え、請求、陳述または抗弁、及び当事者のその他書類、訴訟で明らかになった諸証拠から得られた事実をまとめる。

（三）裁判所の権限に係る点、労働訴訟の要件に係る点、訴訟の趣旨からなる判定を要する点、及び判定を要する点に係る見解をまとめる。

尋問・検証

第三六項

労働裁判所における訴訟審理において、裁判所は当事者が主張する証拠以外に、裁判所が相当と判断したところに従い、人証、書証、物証、またはその他の証拠から事実をさぐる権限を有する。

第三七項

いずれかの当事者が主張する証人であるか、または裁判所が自ら呼び出した証人であるかどうかを問わず、証人尋問においては裁判所が尋問者となる。

当事者または弁護士は、裁判所から許可された時、証人に尋問することができる。

当事者の証人への尋問は、裁判所が相当と判断した場合、当事者に質問文の使用を許可することができる。

第三八項

訴訟における事実の明瞭性があるように、裁判所は労働裁判所の法律官に場所、人、またはその他の物品を調べさせることができ、法律官は調査結果、証言を記録し、裁判所に提出する。

第一段に基づく実施において、当事者が当該証拠に反対する機会を与えるため、裁判所は当事者に調査する日時、場所を事前通知する。このとき当事者が調査に参加することもできる。

第三九項

裁判所の証拠調べにおいて、裁判所がいずれかの訴訟には判定するにあたって十分な事実と証拠があると判断すれば、裁判所は証拠調べの終了を命じることができる。

第四〇項

労働裁判所が判決文または命令文を読み上げる前に、正義、公正のために、裁判所はいずれかの側からの請求がなくても、相当との判断に基づき、証拠調べが済んだ証拠、新たな証拠の双方で、追加の証拠調べで呼び出すことができる。

第四一項

証拠調べにおいて、裁判所は訴訟を構成する証拠とするために証拠調べの全体または一部の音、映像、または音と映像を記録するよう命じることができる。

証言記録

第四二項

証拠調べの迅速性のため、裁判所が相当と判断した時、またはいずれかの側の当事者、もしくは双方の当事者が請求した時、裁判所が証言しなければならない証人に、裁判所が定めた点に従った証言記録を送付させることができる。

このときその証人の尋問日の7日以上事前に、証言記録の原本を裁判所に、副本をもう一方の当事者に送付する。

第一段に基づく証人の証言記録には以下の事項がなければならない。

- (一) 裁判所名と訴訟番号
- (二) 証言を記録した年月日と場所
- (三) 当事者の氏名
- (四) 証人の氏名、年齢、住所、及び当事者との関係
- (五) 証人の事実の詳細
- (六) 証人及び証言記録を提出する側の当事者の署名

その証人の尋問期日において、証人は裁判所の、及び裁判所の許可に従った当事者の尋問に答える。証人が裁判所に出頭しない場合、または出頭したが尋問に答えない場合、裁判所はその承認の証言記録の証拠としての採用を却下する。ただし付随する他の証拠があり、裁判所は正義、公正のため相当と判断した場合、当該証言記録を付随する他の証拠とともに採用することができる。

第一段に基づき事前になした証言記録は、証人が保証した時、証人の証言の一部とみなし、当該証言を読み上げ、証人が聴いたものとみなす。裁判所に証言記録が提出された後、当事者はその証言記録を取り下げることができず、当該証言記録は訴訟における証拠になったものとみなす。

第四三項

裁判所が相当と判断した場合、またはその証拠を主張した側の当事者が請求し、裁判所が許可した場合、裁判所はいずれかの証人に、裁判所の命令を知った日から7日以内に、裁判所で証人として証言する代わりに裁判所が定めた点に従って証言または見解を記録し、裁判所に提出することができる。このとき証人が裁判所に出頭して追加の証言をする権利を損なわない。

裁判所は証言した証人に、当事者の追加尋問に答えるため裁判所に呼び出すことができる。この場合、証言者が出頭しない、または出頭したが裁判所の尋問、もしくは裁判所が追加許可した当事者の尋問に答えないとき、裁判所はその承認の証言記録の証拠としての採用を却下する。ただし付随する他の証拠があり、裁判所は正義、公正のため相当と判断した場合、当該証言記録を付随する他の証拠とともに採用することができる。

第一段に基づく証言の記録は、第四二項第二段と同じ事項があるようにする。

外国居住の証人の尋問に代わる証言記録

第四四項

いずれかの側の当事者、または双方の当事者が請求し、裁判所が正義、公正のため相当と判断した時、裁判所は外国に居住地を有する証人が裁判所に出頭して全部もしくは一部証言する代わりに、事実もしくは見解についての証言記録を裁判所に提出することを許可する。このとき証人が裁判所に出頭して追加の証言をする権利を損なわない。

証人の署名は、民事訴訟法典の第四七条第三段を準用する。

第一段に基づく証人の証言記録は、第四二項第二段と同じ事項があるようにする。

有識者または専門家の見解記録

第四五項

裁判所が見解を求めた有識者または専門家は、文面で見解を裁判所に提出し、裁判所でその文書に付随した証言をしなくてもよい。ただし裁判所が別段の命令を下した場合はその限りではない。

裁判所はすべての側の当事者に文面の見解の写しを送付する。有識者または専門家はその文書に付随して証言する必要があるれば、裁判所は証言日の7日以上事前に、その文書の写しを当事者に送付する。

裁判所が有識者または専門家に審判のため見解表明を求める場合、招聘状をもってこれをなす。

当事者が裁判所が招聘した有識者または専門家の見解に対し、自己の側の有識者または専門家の反対もしくは追加の見解を表明してもらうため招聘を請求した場合、裁判所は招聘状を発行する。

テレビ会議方式による証人尋問

第四六項

裁判所が相当と判断した時、またはいずれかの側の当事者、もしくは双方の当事者が請求し、裁判所が正義、公正のために相当と判断した時、裁判所は裁判所外または外国にいる証人をテレビ会議方式を使って尋問することを許可することができる。

第一段に基づく証人尋問または審理手続は労働裁判所の法廷内でなされたものとみなす。

証人を申し立てた側の当事者がテレビ会議方式を使った証人尋問の費用を拠出し、その費用は訴訟手数料である費用とはみなさない。

第四七項

第四六項に基づく裁判所外または外国にいる証人の尋問は、「仏暦二五五六年テレビ会議方式による裁判所外の証拠検証及び証人尋問の方針についての最高裁判所長官規定」の「第三章・テレビ会議方式による裁判所外の証人尋問」に従う。

証人、有識者または専門家の出頭手当、交通費、宿泊費

第四八項

労働裁判所は裁判所が呼び出した証人の出頭手当を証人の収入と地位に基づき定めるが、一日につき500バーツを超えない。労働裁判所はまた証人が支払った相当の交通費と宿泊費を定める。

労働裁判所は訴訟の状況、作業の難易度、報告に費やされる期間、有識者または専門家の地位に従い、裁判所が見解を求めた有識者または専門家の出頭手

当を定めるが、一日につき2000パーツを超えない。労働裁判所はまた有識者または専門家が支払った相当の交通費と宿泊費を定める。

検査のために現金支払いは公務規則に従い証拠がなければならない。

第四九項

訴訟を審理した裁判官は、証人、有識者、または専門家の出頭手当、交通費、宿泊費の金額を本規則末尾のローゴ-6書式に記入し、当該人物に持参させ、裁判所事務長または経理職員に請求させる。

第三章 書式

第五〇項

本規則に掲げられた以外の当事者の陳述書またはその他の書類について、労働裁判所、労働裁判所職員、当事者もしくは関係者は司法裁判所が作成した書式を使用しなければならない。

第五一項

仏暦二五二二年労働裁判所設置・労働訴訟法令の第三六条に基づき使用者協会、労働組合、担当職員への権限委任において、当事者は本規則末尾のローゴ-7書式を使用することができる。

第五二項

労働訴訟における控訴及び附帯控訴においては、司法裁判所が作成した控訴及び附帯控訴の書式を使用する。

第四章 経過規定

第五三項

本規則は本規則の施行日前になされた審理に影響せず、まだなされていない審理が本規則の前に施行されていた規則に従えば、期間が過ぎたが、本規則に従いなすことができる期間内にあれば、本規則に基づく期間内にその審理を実施する。

仏暦二五五六年九月五日
(おわり)